◇**在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令**（政令第一七七号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとし、別表第一の規定については平成二五年四月一日から適用することとした。

◇**地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令**（政令第一七八号）（総務省）

1　地方独立行政法人の職員が加入する地方公務員共済組合の区分を定める規定に、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人を追加することとした。（第七条の二関係）

2　特別職の職員等の定義に、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人の役員を追加することとした。（第一八条関係）

3　基礎年金拠出金に係る負担に要する費用のうち地方公共団体が毎年度において負担すべきこととなる額を定める規定に、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人を追加することとした。（第二九条の二関係）

4　この政令は、職員引継等合併一般地方独立行政法人に関する改正を除き、公布の日から施行することとした。

◇**道路交通法施行令の一部を改正する政令**（政令第一七九号）（警察庁）

1　自動車等の運転禁止等の報告に係る事項の通報に関する事務の警察庁長官への委任について定めることとした。（第四三条の二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第一八〇号）（内閣府本府）

1　附則第五条中「二五億円」を「三一億円」に改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一八一号）（農林水産省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二五年法律第四四号）の施行に伴い、農業委員会等に関する法律施行令の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の施行期日を定める政令**（政令第一八二号）（公正取引委員会）

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二五年法律第四一号）の施行期日は、平成二五年一〇月一日とすることとした。ただし、附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、同年六月一五日とすることとした。

◇**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令**（政令第一八三号）（厚生労働省）

一　民生委員法施行令の一部改正関係

民生委員推薦会に置かれる幹事及び書記の定数に係る規定を削除することとした。（第一条関係）

二　社会福祉法施行令の一部改正関係

民生委員審査専門分科会の委員の定数及び議員の上限数に係る規定を削除することとした。（第二条関係）

三　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部改正関係

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第五条第四項に基づき特定建築物を定める規定を削除することとした。（第三条関係）

四　児童手当法施行令の一部改正関係

児童手当法第二〇条第一項第三号に規定する政令で定める団体に、定款変更一般独立行政法人等を追加することとした。（第四条関係）

五　介護保険法施行令の一部改正関係

地域包括支援センターに関する読替えの規定について所要の改正を行うこととした。（第五条関係）

六　この政令は、公布の日から施行することとした。ただし、四の一部及び五については、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備に関する政令**（政令第一八四号）（国土交通省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二五年法律第四四号）の施行に伴い、次の国土交通省関係政令等について所要の規定の整備を行うこととした。（本則関係）

㈠　国土調査法施行令（昭和二七年政令第五九号）

㈡　建設業法施行令（昭和三一年政令第二七三号）

㈢　権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令（平成六年政令第二五八号）

2　その他（附則関係）

㈠　特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成一六年政令第一六八号）について所要の規定の整備を行うこととした。

㈡　この政令は、公布の日から施行することとした。ただし、第二条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。